



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025 年 10 月号

No. 295

No.295 (2025 年 10 月号) <9 月 25 日発行>

今月号の注目情報

「令和 7 年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」が公表

(警察庁)



巻頭言

『DX・AI/RPA 時代の監査の役割』

会員番号：1709 荒町弘 (副会長 BCP 研究会主査)

日本は人口減少、生産労働人口の減少、IT 人材不足という大きな課題を抱えています。政府は「経済財政運営と改革の基本方針」で、2030 年度までを「経済構造変革のラストチャンス」と位置付け、「人口減少を機会に DX、新技術の社会実装、フロンティア開拓等でイノベーションを促進し、成長分野への人材・資金流入を加速させ、生産性向上・供給力強化を図る」としています。

労働生産性の向上に向けた取組みとして、あらゆる組織で AI や RPA 等のツールの活用による業務効率化、省力化が進められています。しかし、人が行っていた処理をロボットや人工知能に任せるためには、事前の十分なテストを重ねることにより処理の正確性を担保する根拠を得ることが不可欠です。

監査においては、AI や RPA 導入におけるリスクマネジメントや内部統制の観点で監査の必要性が高まりつつあり、監査手法として AI や RPA ツールを活用した監査も増えています。AI や RPA 等の業務効率化に資するツールはあらゆる面で活用されつつあるため、ツール自体の品質担保が前提となります。品質担保という点を考えると、責任の範囲と所在という観点も重要です。AI や RPA 等の利用にあたっての責任の所在は利用者であり、ツール自体の責任の所在は製造者側となります。

組織における DX 推進は「デジタル技術を活用して企業や組織のビジネスモデルや業務プロセス、組織文化そのものを変革し、競争優位や社会的価値を生み出す活動」であるため、ツールの活用以前に業務の見直しとそれに応じた情報システム見直し・運用の最適化が求められます。日本の成長を支える情報システムが DX により変化する今、システムを取り巻く多様な要素を視野に入れた監査が求められる時代になったと考えます。

以上

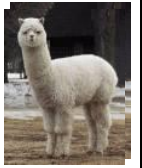
各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 DX・AI/RPA 時代の監査の役割 】	
1. めだか	3
【 続・時代が求めるシステム監査（未曾有と想定外） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 潜在するコンダクトリスクへの備えの大切さ～保険会社の銀行出向者慣習見直し余地に関連して	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（10）	
3. 支部報告	15
【 北信越支部 】 北信越支部 2025 年度長野県例会/9 月リモート例会報告	
4. 注目情報	17
【 警察庁 】	
「令和 7 年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表	
【 経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）、国家サイバー統括室 】	
「国内における脆弱性関連情報を取り扱う全ての皆様へ － 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインに則した対応に関するお願い －」	
5. セミナー開催案内	18
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	19
【 2025 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	23

めだか 【 続・時代が求めるシステム監査（未曾有と想定外） 】

「続・時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、世界的な政治の混乱、戦争、地震・津波、台風、人口などにより、求められるものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



「日本が心配」の著者は「南海トラフ地震後の日本社会が心配」という。また地震と災害後の日本について日本人が行うべき「備え」と復興後のビジョンを問うている。例えば、発生時期の予測、日本人の被害や避難・疎開のシミュレーション、首都直下地震と連続して起きた場合の最悪ケース、津波や復興が変える自然環境などである。さて、本資料では「2038 年ごろに南海トラフの巨大地震が起こる」と明言されている。まちがいなく災害がくるので備えておく必要がある。

南海トラフで想定される被災のシミュレーションを「大都市防災」と「復興ビジョン」で考える。マグニチュード 9 クラスの巨大地震が発生し関東以西の各地を激しい揺れが襲うとともに沿岸部には最大 30 メートルを超える巨大津波が押し寄せるとする場合である。日本には「事前対応」という発想がないのか事が起きてから対応というのがふつうであるが南海トラフ地震に対して内閣府は被害想定を見直している。また、大都市圏で平日昼間に大地震が起きた場合は帰宅困難者が大量発生する。東京都では企業に対して社員の帰宅を抑制するように求める条例を制定した。防災対策も復興デザインも、「余裕を設計する」という視点を持って事前にしっかり計画することが求められる。

著者らは、“日本が南海トラフ地震、あるいはそれに前後して発生するかもしれない首都直下地震、富士山噴火、台風などの「複合災害」を経て、大転換期を迎える可能性は十分に考えられる。”という。また、“南海トラフ地震と首都直下地震が同じタイミングで襲来すれば、東京も大阪も名古屋も、大都市が全部、同じタイミングでダメになってしまうので、国中がもうカオス状態になるのは間違いない。”という最悪のシナリオがある。

しかしながら方法がある。“わが国では「規模が非常に小さい中小企業が多すぎる」という根本的な問題を放置している。そこで政策として、生産性の低い中小企業の生産性と賃金を高めていく流れを促進していく。”という方法である。

時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「日本が心配」養老孟司 著 PHP 新書 1421

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。）

<目次>

2025.9

【投稿】潜在するコンダクトリスクへの備えの大切さ～保険会社の銀行出向者慣習見直し余地に関連して

会員番号 0436 大石正人

生命保険会社最大手の N 生命において、2025 年 7 月 15 日以降、メガバンクへの出向者が出向先で得た内部情報を出向元に送り、送付を受けた金融法人部門の管理職が社内にその情報を共有した、という驚くべき事案が報道されました。報道が相次いだことを受け、N 生命は同月 16 日付の公表文「当社に関する一部報道について」で事実を認め、出向者が「自社の商品の販売促進につなげたい」と考え、また金融法人部門の担当者が「出向先メガバンクの業績評価体系の変更による影響を伝えたい」と考え、行為に及んだことを記載しています。

さらにその後、事案の発覚後に、出向者が「銀行窓口での保険販売業績評価基準や他社の商品改訂に関する情報」を保管していた法人部門のフォルダーを削除していたことも報道され、N 生命は事実関係につきノーコメントとし「仮に削除されていたとしてもすべて確認、復元するため、全体の調査には影響を与えるものではない」と言及した旨の報道もありました。事実とすれば証拠隠滅と見なされかねず、大いに問題だと思います。

ついで 7 月 18 日には監督当局である金融庁から、保険業法第 128 条に基づく報告徴求命令を受領したことを公表しました（命令文そのものは非公表）。同法同条では「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるとき」に報告を求めることができる、としていますので、不適切事案の疑念があったため、と思われます。報告期限は 8 月 18 日だったようですが、報道によれば、期限までの社内調査結果を報告したものの、調査は継続中のため、金融庁から求められていた発生原因や再発防止策を含め、この時点での報告内容は公表しない扱いとしたようです。

この間、N 生命の出向先のメガバンクにおける、2026 年 3 月末での出向者の受け入れを廃止する方針の表明（7 月 18 日報道）に続いて、他のメガバンクでも同様の措置を検討している旨の報道が相次ぎました。また大手生保会社が、銀行など販売代理店への営業目的の出向を原則として廃止する方向にある、旨の報道もありました。

こうした報道を追っていくと、BM 社で発覚した保険請求不正に端を発する、損害保険会社から保険代理店（中古車販売会社など。複数の保険会社と契約を結び保険商品を扱う代理店は「乗り合い代理店」、と呼ばれています）への出向者に関わる、金融庁からの保険代理店登録の取り消しや損保会社に対する業務改善命令に至った事案と、まったく似た構図が浮かび上がってきます。

損保会社については、応札前における価格調整への対処と併せて開催された、2024 年 3 月から 6 月にかけての「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」での議論と報告書を踏まえて、損害保険協会が「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」を策定するなど、これまでに一定の改善措置が業界横断的に講じられてきました。

(注) 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議：金融庁

<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/index.html>

損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン

https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/syukousya_guideline.pdf

翻って、2000 年代初に銀行窓口での保険商品（生命保険、損害保険とも）の販売が本格的に開始して 20 年余りが経過しますが、最近に至っても販売業務の支援のため、保険会社から銀行への出向者はかなりの数に及ぶようです。生命保険の場合も専門知識を求められる分野だけに、いまだに出向者頼みの銀行が多いということなのでしょう。

しかしあくまで、出向元在籍のままでの出向者は、出向元に有利な取り扱いを（こっそり）したい、というインセンティブが常に存在します。このため、今回のように「銀行窓口での保険販売業績評価基準や他社の商品改訂に関する情報」などは、出向元に情報共有したくなる垂涎（すいぜん）のものです。ただ、これが営業情報に該当すれば、不正競争防止法の第 4 類型「営業秘密の侵害」（窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等）に該当し、場合によっては懲役・罰金刑が課されかねません。

N 生命における社内調査（弁護士を含め 60 人態勢と報じられています）に時間がかかっているのも、そもそも持ち出した情報が営業秘密に該当する法的保護を受けるものなのか（注）、という点などを慎重に見極めようとしているためではないか、と推察されます。

（注）不正競争防止法第 2 条第 6 項：この法律において「営業秘密」とは、①秘密として管理されている有用な技術上又は営業上の情報、生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用であって、③公然と知られていないものをいう。（経済産業省「不正競争防止法テキスト」より）

情報を漏えいされたメガバンクは、本件にどのように対処するでしょうか。保険商品の銀行窓販に止まらず、かねてより銀行と保険会社とは業務面で様々なつながりがあるはずで、仮にメガバンク自らが「持ち出されたのは営業秘密に該当する」と認定すれば、N 生命は窮地に陥ります。この事案判明直後に、就任会見に臨んだ生命保険協会会長（S 生命社長）がこの点への懸念を口にしたことは正しい見立てだったでしょう。

仮にメガバンクが N 生命の事案を不正競争防止法違反だとして告発すれば、泥仕合になることは必定でしょう。マスコミもそこを分かっているので（良くないことですが）、こうした脈絡での質問や取材をしていない予感がします。ただ、最終的には出向先であるメガバンク自身が、情報の機密性について、なんらかの判断を迫られる場面はあるのでは、と予想します（それが公になるかどうかは別ですが）。情報持ち出しの被害にあった

立場について、説明を求められる可能性が十分あるからです。ただその場合も、N 生命の調査結果（金融庁への報告）で、関係者の処分なりにつき、金融当局や世の中の納得が得られることが前提になるでしょう。

N 生命はホームページで公表している統合報告書の中で、トップリスク（重大な影響を与えるリスク）のひとつとして、法令・コンダクトリスク（法令に定めがなくても社会規範に反するリスク）につき、顧客本位の経営を対応策に挙げています。しかし今回のような金融機関同士の営業連携のような視点は視野に入っていない印象を持ちます。また同社の情報資産保護についての方針をみても、自社の情報資産を守る視点で定められているので、今回のように出向先の情報資産保護、の観点は抜け落ちてしまいます。

（注）統合報告書 | N 生命保険相互会社

<https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/disclosure.html>

情報資産保護に関する基本方針 | N 生命保険相互会社

<https://www.nissay.co.jp/info/johoshisan/>

顧客でもない営業面の連携がある事業者同士が、従来からの関係を良好に保ちたいと思うがゆえに、世の中からすれば「本当は営業秘密に該当するのでは」と疑われる情報をあえてそうだ、と認定しなかったり、不当競争防止法違反で訴えなくていいの？との指摘に対し、仮にだんまりを決め込めば、公益性の高い金融機関の行動様式として、本来は歓迎されるものではありません。

いずれにしても、この間に判明した保険会社におけるさまざまな競争制限的な行動様式ないしは体質を抜本的に変えるためには、一部の損害保険会社が金融庁に提出した業務改善報告書に盛られているような、「コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成」といった組織風土の抜本的な見直しが必要になるはずです。今回の N 生命の事案も、外部からの指摘で発覚した経緯がありましたが（注）、コンプライアンス・コンダクトを常に意識して行動する企業文化を作らない限り、同様の事案発生は防げないと考えます。

（注）余談になりますが、N 生命社長が 7 月 16 日に謝罪した旨の一部報道に掲載された写真が、立位で社長以外にも多くの社員が写っているものだったので違和感を覚えたのです。マスコミ報道を丹念に追ってみると、事案発覚を踏まえて設けられたお詫び会見ではなく、どうも予めセットされていたとみられる「記者懇談会」の席上でのことだったようです。この際に、7 月 10 日に外部からの指摘（おそらく朝日新聞）を受け、14 日に事態を把握したことも明かされたようでした。

というのも、仮に今回の事案が不当競争防止法違反でなかったとしても、グレーゾーン案件であることには変わりなく、こうした疑念を抱かれない行動様式こそが将来の新たなリスクの顕現化を抑止する重要な基盤になるからです。その意味では、監督官庁である金融庁が、今回の事案をどのように取り扱うか、も注目したいと感じています。

今回の事案を踏まえ、リスク管理や内部統制面で読み取られる教訓とこれを踏まえた対処としては、以下の点が考えられます。

まず第一に、法令違反はもちろん、業界の体質改善的な観点から、直ちに法令違反ではなくても、その時々
の社会規範に照らして疑義のあるような新たなコンダクトリスクの顕現化につき、常に検討して先回りして対
処すること、です。

第二に、同種の業界での取組（今回の場合だと、生命保険会社から見た損保会社の取組に学ぶこと、つまり
乗り合い代理店の事案が窓販にかかる銀行への出向者に類似している点に着目）を参考に、自社や業界横断的
な視点から改善余地を考えること、です。

最後に、以上の視点から、内部統制の要（かなめ）となる部署はもちろん、経営レベルで、定期的にリスク
の洗い出しや対処を検討する場を設け、実効性を持たせることです。この際に、業界横並び的な判断ではなく、
自社の判断に基づき、率先して対応することが求められます。

N 生命はいまや、自社の会長が金融業界から初めて、経済界を代表する団体である「日本経済団体連合会（経
団連）」会長に就任している日本を代表する企業の一つです。自社の体質改善に止まらず、業界あるいは経済界
全体を見渡して、今後の指針となるような対応を期待したいと思います。

（注）本稿は 2025 年 8 月 25 日時点の情報に基づき、作成しました。



【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(10)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.新規新幹線を巡る動き(先月の続き)

先月も取り上げたが、7月24日～25日の全国知事会で、「東九州新幹線」と「四国新幹線(岡山ルート)」の名前を挙げて推進決議したが、先月号で取り上げたように「四国新幹線」が優勢である(→文献[1-5])。

また、8月21日、都内で「四国新幹線整備促進期成会」の大会が開催され、四国四県の知事全員と与野党の幹部クラスが多数出席するなど、大盛会であったようである。詳細は先月号をご覧頂きたい。

§2. 共通テストの「情報Ⅰ」の教育現場の実態【システム監査の専門家の出番】

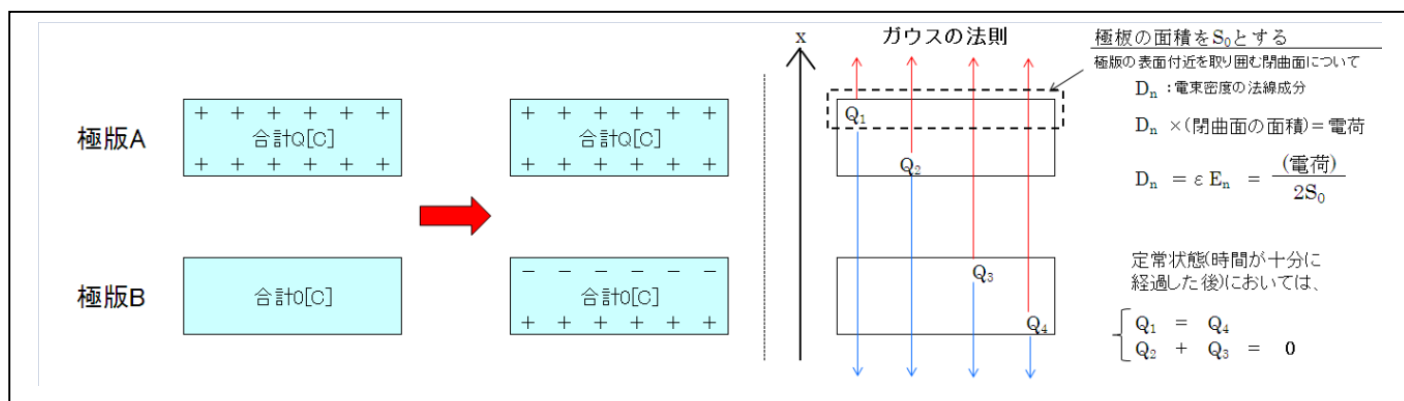
2025年度から共通テストでは「情報Ⅰ」が受験必修となったが、「情報」の教諭の大半が高度情報処理資格を持っていないようである。恐ろしいことである。文部科学省は早急に行政指導を行い、「情報」の教諭にレベル4以上、最低でもレベル3の応用情報の取得を義務付けるべきである。

また、教育の場ではPythonが用いられているが、①型宣言が暗黙であり、②end if や end loop が明示されない、③多方向分岐 case 文(switch 文)が欠如しているなどの問題があり、初学者には、PAD やフロー・チャートとの対応付けが困難である。やはり、VB などのブロック型の言語を標準とするべきである。また、PL/SQL と ABAP も教えるべきである。

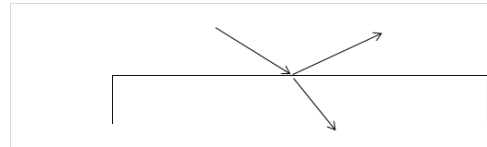
§3.高校の電磁気学のカリキュラムの重大な欠陥

[1]静電気

「静電気」について、「ガウスの法則」と「電束密度 $\vec{D}(\text{C}/\text{m}^2)$ 」の欠落が非常に致命的である。また、教科書では、電気力線の密度を電束密度 $\vec{D}(\text{C}/\text{m}^2)$ ではなく、電場 $\vec{E}(\text{N}/\text{C}) = (\text{V}/\text{m})$ と誘電率 $\epsilon(\text{F}/\text{m}) = (\text{C}/\text{V} \cdot \text{m})$ で定義しているので更に混乱に拍車をかけている。そのため、次のような問題で、間違った解答や解説をする教諭・予備校講師が跡を絶たない。誠に遺憾である。直ちに改善するべきである(→文献[6-9])。



ここで、境界面での反射・屈折は次のとおりで、可視光線を含む電磁波の反射・屈折では極めて重要である。



水平方向で保存されるもの → $\vec{E}$ と $\vec{H}$

垂直方向で保存されるもの → $\vec{D}$ と $\vec{B}$

従って、「磁力線」の本数は磁束密度 $\vec{B}$ 、「電気力線」の本数は電束密度 $\vec{D}$ に比例するのであり、電束密度 $\vec{D}$ 、電場 $\vec{E}$ 、磁束密度 $\vec{B}$ 、磁場 $\vec{H}$ 及び誘電率 ϵ 、透磁率 μ の間には次のような関係が存在する。

$$\vec{D} = \epsilon \vec{E} \quad (3.1)$$

$$\vec{B} = \mu \vec{H} \quad (3.2)$$

[2]ベクトルの外積

以前から指摘しているように、**愛知県及び大阪府～瀬戸内地域の教育においては、数学と物理の分断が顕著**である。それはブルバキズムの暴走が元凶の1つである。特に、**ベクトルの「外積」は、3次元以外ではそのまま使えないため、ブルバキ系の一部の線形代数の教科書では抹殺**されている。このことは、我が国の物理や工学の教育に致命的な打撃をもたらした。勿論「第一次ゆとり教育」では、上記地域では激しいバッシングの対象となり、筆者も受験産業の講師の時代に、甚大なる被害を蒙った。

★ベクトルの外積の定義：

$$\vec{a}=(a_1,a_2,a_3), \vec{b}=(b_1,b_2,b_3) \text{ に対して、 } \vec{a} \times \vec{b}=(a_2b_3-b_3a_2, a_3b_1-b_1a_3, a_1b_2-b_2a_1) \quad (3.3)$$

[3]極性ベクトルと軸性ベクトル

★通常のベクトルは「極性ベクトル」と呼ばれるもので、位置ベクトル $\vec{r}$ 、速度ベクトル $\vec{v}$ 、加速度ベクトル $\vec{a}$ 、力のベクトル $\vec{F}$ 、運動量ベクトル $\vec{p} = m\vec{v}$ 、電場 $\vec{D}$ 、電束密度 $\vec{E}$ 、電流密度 $\vec{J}$ などが該当する。「極性ベクトル」の鏡映は次のようになる。

※鏡の前に立つと「左右が逆になっているように見える」のは実は錯覚であり、実は、「前後(鏡の面の法線方向)が入れ替わっている」のである。

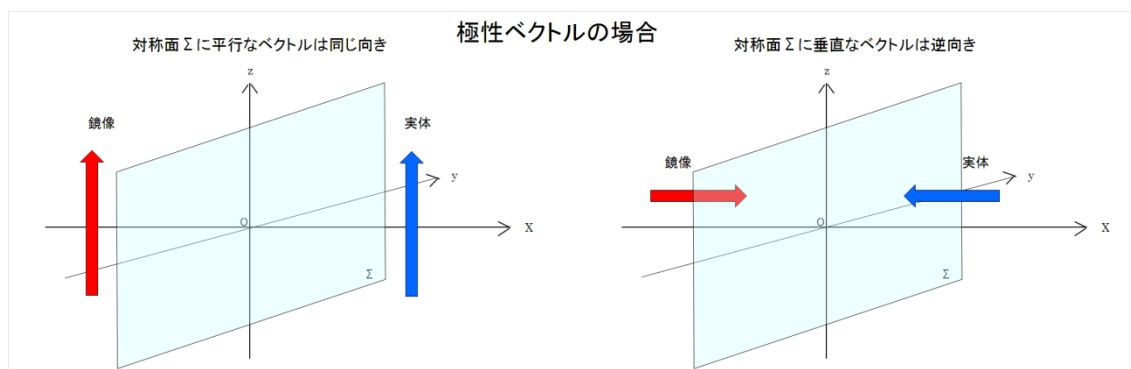


図 3.1.極性ベクトルの鏡映

★一般の n 次元空間において、2 個の極性ベクトルを外積したものの次元数は ${}_nC_2 = n(n-1)/2$ 次元であり、 ${}_nC_2 = n$ となるのは $n=3$ の場合である。4 次元の場合は磁場・磁束密度等は 6 次元になる。

よって、回転軸などが「軸性ベクトル」として表せるのは 3 次元空間 $\mathbb{R}^3$ 及び 3 次元空間に埋め込んだ 2 次元空間 $\mathbb{R}^2$ の場合のみである。「極性ベクトル」の実体は通常の矢(有向線分)であるが、「軸性ベクトル」の実体は下図のように「丸い矢」である。「軸性ベクトル」の例としては、角速度 $\vec{\omega}$ 、角加速度 $\vec{\beta}$ 、モーメント $\vec{M} = \vec{r} \times \vec{F}$ 、面積速度 $1/2(\vec{r} \times \vec{v})$ 、磁場 $\vec{H}$ 、磁束密度 $\vec{B}$ などが該当する。

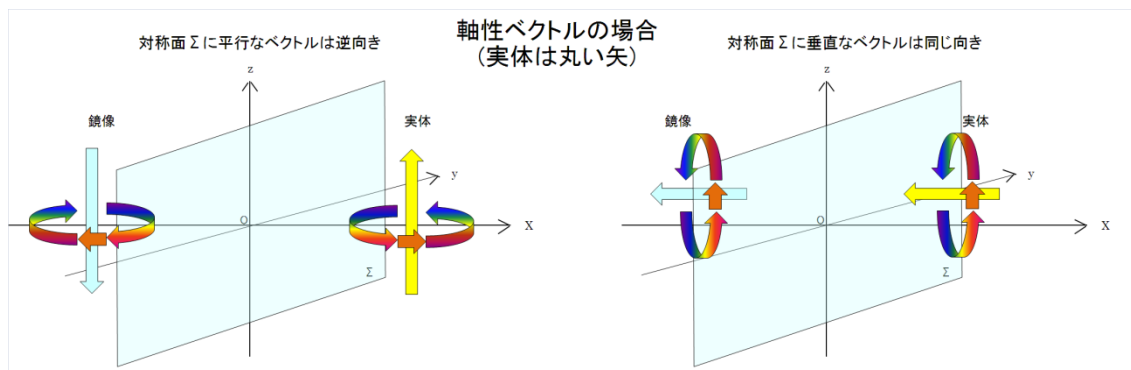


図 3.2.軸性ベクトルの鏡映

※(2.3)の外積においては、「軸性ベクトル」同士、「極性ベクトル」同士の積は「軸性ベクトル」、「軸性ベクトル」と「極性ベクトル」の積は「極性ベクトル」となる。ローレンツの運動方程式は、次のように書かれる。

$$\vec{F} = m \vec{a} = q \vec{E} + q(\vec{v} \times \vec{B}) \quad (3.4)$$

§4.ガソリン税の暫定税率及び消費税の減税問題【システム監査の専門家の出番】

[1]揮発油税及び軽油引取税

まず、ガソリン(揮発油)・軽油(ディーゼル)に課せられる間接税は以下のとおり。

課税権者	収入者	直間区分	税目	本則税率(円/ℓ)	暫定税率による 上乗せ分(円/ℓ)	合計(円/ℓ)	備考
国	国	間接税	揮発油税	24.3	24.3	48.6	
国	都道府県	間接税	地方揮発油税	4.4	0.8	5.2	地方贈与税の1つ
都道府県	都道府県	間接税	軽油引取税	15.0	17.1	32.1	

現在、地方財源の問題で紛糾している。仮に、地方財源に影響が無い方法を考えると、次のようになる。

課税権者	収入者	直間区分	税目	本則税率(円/ℓ)	暫定税率による 上乗せ分(円/ℓ)	合計(円/ℓ)	備考
国	国	間接税	揮発油税	24.3	0.0	24.3	
国	都道府県	間接税	地方揮発油税	4.4	0.8	5.2	地方贈与税の1つ
都道府県	都道府県	間接税	軽油引取税	15.0	17.1	32.1	

ガソリンに掛かる間接税と軽油に掛かる間接税が逆転することにはなるが、第一歩としてはこうなるだろう。

[2]消費税の減税問題 (→文献[10])

7月参議院選挙では消費税の減税が大きな争点となったが、物価高に苦しむ国民の多くが減税を求める中、「消費税を守り抜く」との発言は、火に油を注ぐ結果になったようである。特に、与党内から出ていた「食料品等の軽減税率を恒久的に5%に引き下げる」場合は赤字国債の発行が不要であっただけに疑問を禁じ得ない。SNSでは「消費税の増税は、法人税減税の穴埋めに使われた」という論説もあるが、実際は「地方財政の穴埋めに使われた」という側面が非常に強い(※3)。これまでの消費税率の変遷は以下のとおりである。

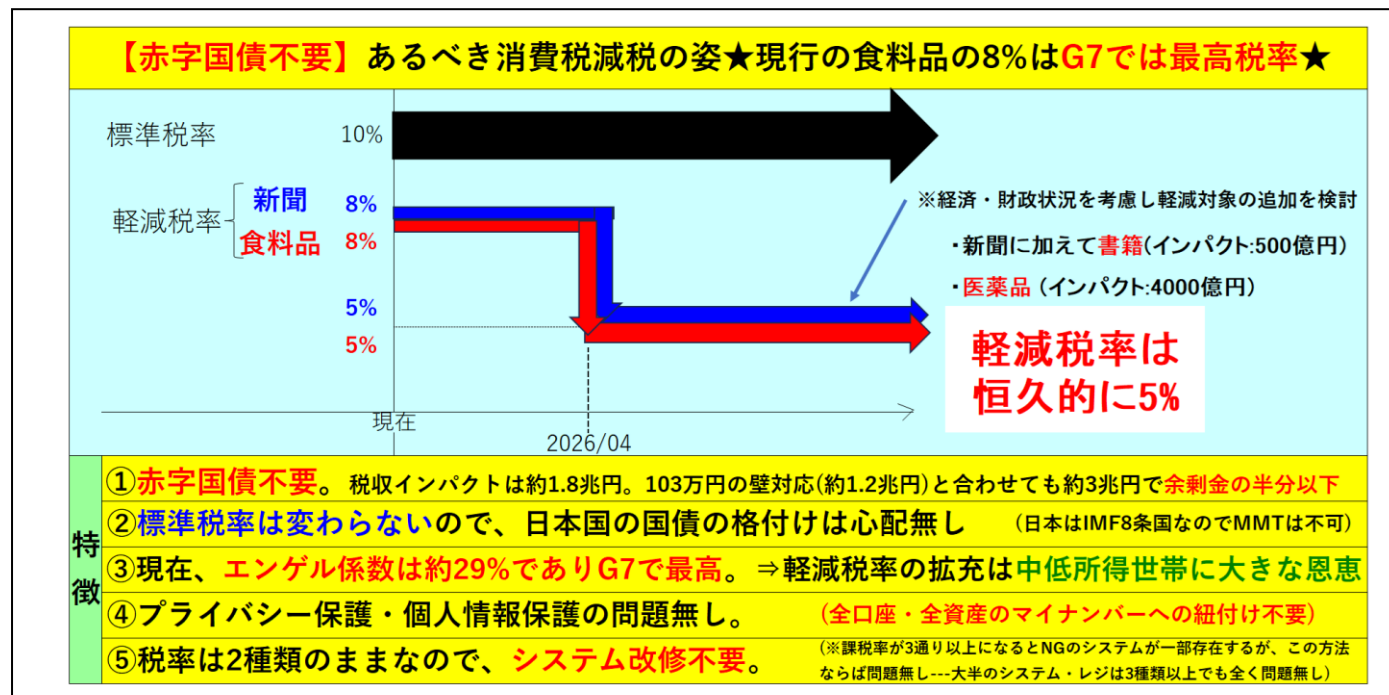
		国税分	地方税分	合計	地方税/国税	
1989/04～	標準税率	3%	0%	3.00%		0.0000
	附則税率	6%	0%	6.00%		0.0000
1992/04～	標準税率	3%	0%	3.00%		0.0000
	附則税率	4.5%	0%	4.50%		0.0000
1994/04～	標準税率	3%	0%	3.00%		0.0000
1987/10～	標準税率	4%	1%	5.00%	25/100	0.2500
2014/04～	標準税率	6.30%	1.70%	8.00%	17/63	0.2698
2019/10～	標準税率	7.80%	2.20%	10.00%	22/78	0.2821
	軽減税率	6.24%	1.76%	8.00%	22/78	0.2821

※1.「附則税率」は、自動車(中古車を除く)等に適用された。つまり、インボイス導入以前の時代に、消費税は複数税率であったのである。

※2.現行制度では国税分消費税の19.5%は地方交付税の財源となっており、本則課税の7.8%は実質的には6.28%である。

※3.実際には、2014年に「地方法人税」が新設され、法人税額×93/907が付加税的に徴収されており、法人税1%分の増税になっている。

上記の与党内から検討された案は、下記のようなものであった。



しかし、“財政基盤の脆弱な地方”を選挙区とする与党幹部や都道府県知事を中心に「地方財政への悪影響」を理由に強硬に反対した為、与党公約には盛り込まれなかった。その結果は皆様をご承知のとおりである。当初から地方消費税の目減り分は「地方交付税」の上積みが検討されていたが、「地方交付税」の配分は総務省の査定が入るため、財政基盤の脆弱な地方自治体にとって、「**地方消費税**」の減額は**財政への影響**---特に、生活保護費や後期高齢者医療などの増大する社会保障費---への不安を増大させる結果となったことも否めない。そこで[1]と同様に「地方消費税」への影響が無い減税案を検討すると、次のようになる。

地方税法第七十二条の八十三						
		国税分	地方税分	合計	地方税/国税	
2019/10～	標準税率	7.80%	2.20%	10.00%	22/78	0.2821
	軽減税率	6.24%	1.76%	8.00%	22/78	0.2821
今回、与党内で検討された恒久案	標準税率	7.80%	2.20%	10.00%	22/78	0.2821
	軽減税率	3.90%	1.10%	5.00%	22/78	0.2821
筆者の新提案 (地方分は現状維持)	標準税率	7.80%	2.20%	10.00%	22/78	0.2821
	軽減税率	3.24%	1.76%	5.00%	44/81	0.5432

★この場合に、改正が必要な条文は下記の2つである。

【消費税法】

第二十九条 消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等を除く。）、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（軽減対象課税貨物を除く。） 百分の七・八
- 二 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 百分の**三・二四**

【地方税法】（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。**ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条第二号に定める、軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物については、八十一分の四十四とする。**

§5.翻訳上の重大な諸課題～米国関税問題と「研究開発費の一律費用処理問題」に関する誤解**[1]「相互関税」という訳語による誤解**

4月以降、大きな外交問題となっていたトランプ関税が一定の妥結を見た。修正大統領令は9月9日に署名されたので、9月16日までに施行される見込みである。しかし、マスコミ等が用いた「相互関税」というのは誤訳であると言わざるを得ない。もともと、“Countervailing duties”は「相殺関税」または「報復関税」と訳すべきであった。何故、大統領令で対応できるかというと、通常の関税ではなく、臨時に発動される「セーフガード」的なものだからである。

[2]自動車関税に関する誤解

一般に関税表は Tariff Line と呼ばれており、我が国の場合は関税表は次のとおり。

「実行関税率表」 https://www.customs.go.jp/tariff/2025_01_01/index.htm

「関税表」は、全体で21部、97分類で纏められており、関税コードはHSコードと呼ばれている。上位4桁はWTOで定められており、我が国の場合は、HSコードは4桁－2桁－3桁という構造になっている。

バス、乗用車、貨物自動車のHSコードの上4桁は次のようになっている。

8702 バス

8703 乗用車

8704 貨物自動車

である。米国の場合、**8703の関税率は2.5%であるが8704の関税率は25%という高税率**であるが、今後は8703は15%になるが、8704は25%のままである(8/7に遡及して適用)

★【要注意】 **ミニバン、SUV、ワゴン、ハッチバック車などである。日本人の感覚からするとこれらは「8703 乗用車」に分類されることになるが、米国では「8704 貨物自動車」である。** これらをトラックに分類するのは、日本人の感覚からは理解に苦しむが、WTOの規定では、「輸出国と輸入国の意見が異なる場合は、輸入国側の見解を優先する」となっており、我が国の道路交通法では「大型免許」でなく「普通免許」で運転できる。ミニバン、SUV、ワゴン、ハッチバック車などは、米国に輸出する際は「8704 貨物自動車」と扱われ、25%もの高関税を課せられることとなる。

[3]研究開発費の費用処理問題に関する誤解

筆者が19年前から指摘している「研究開発費の一律費用処理問題」であるが、**元凶のASBJの実務対応報告第19号は廃止**されることとなった。しかし、日本基準とIFRSの差は大きくないとの誤解も根強い。そこで、規定を原文に基づき検討する。我が国で「資産計上6要件」とされているものはIAS38.57である。

57. An intangible asset arising from development (or from the development phase of an internal project) shall be recognised if, and only if, an entity can demonstrate all of the following:

(a) the **technical feasibility** of completing the intangible asset so that it will be available for use or sale.

(b) **its intention** to complete the intangible asset and use or sell it.

(c) **its ability** to use or sell the intangible asset.

(d) how the intangible asset will generate probable future economic benefits. Among other things, the entity can demonstrate the existence of a market for the output of the intangible asset or the intangible asset itself or, **if it is to be used internally, the usefulness of the intangible asset.**

(e) **the availability** of adequate technical, financial and other resources to complete the development and to use or sell the intangible asset.

(f) **its ability** to measure reliably the expenditure attributable to the intangible asset during its development.

57. 開発（又は内部プロジェクトの開発局面）から生じた無形資産は、企業が次のすべてを立証できる場合に、かつ、その場合にのみ、認識しなければならない。

(a) 使用又は売却に利用できるように(当該)無形資産を完成させることの技術上の**実行可能性**

(b) (当該)無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという**意図**

(c) (当該)無形資産を使用又は売却できる**能力**

(d) (当該)無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか。

とりわけ、企業が、当該無形資産の産出物又は無形資産それ自体についての市場の存在や、(当該)無形**資産を内部で使用する予定である場合には、当該無形資産の有用性**を立証できること。

(e) 開発を完成させて、(当該)無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の**利用可能性**

(f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる**能力**

★(b)は意思決定のみで十分である。(c)(d)(f)はよほど特殊なものでない限り、ハードルは低い。(a)(e)は「可能性」(feasibility/ability)だけで十分であり、「確実性」や「高い蓋然性」は求められていない。また、(d)については、例えば失敗した新薬開発のデータを再利用すれば満たされることになる。

★このように、**IFRS における資産計上のハードルはかなり低い**ことが分かる。JGAAP の「実務対応報告第 19 号」では、「将来収益を得られる蓋然性が 100%ではないから、一律費用処理」となっており、巨額の差異が発生している。**早急に「実務対応報告第 19 号」を廃止し、研究開発費の「投資・その他の資産」への計上を IFRS と同基準にして認めるべき**である。

つづいて、IFRS における**資産計上可能な「開発活動」の例**は次のとおりである。(IAS38.59)

★一般に、新製品や新薬の開発は、過去の研究データ・ノウハウの蓄積を生かして行われる。従って、実務上大半の R&D 費用は IFRS のもとでは「開発費」として資産計上可能と考えられる。

59. Examples of development activities are:

- (a) the design, construction and testing of pre-production or pre-use prototypes and models;
- (b) the design of tools, jigs, moulds and dies **involving new technology**
- (c) the design, construction and operation of a pilot plant that is not of a scale economically feasible for commercial production; and
- (d) the design, construction and testing of a chosen alternative for **new or improved** materials, devices, products, processes, systems or services.

59. 開発活動の例として、次のものがある。

- (a) 生産の前段階又は使用の前段階の試作品及びモデルに関する設計、生産及びテスト
- (b) **新規の技術を含んだ**、工具、治具、鋳型及び金型の設計
- (c) 実験工場の設計、建設及び操業で、商業生産が経済的に実行可能ではない規模のもの
- (d) **新規の又は改良された**材料、装置、製品、工程、システム又はサービスに関して選択した、代替的手法等についての設計、生産及びテスト

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。なお、航空写真は Yahoo の地図を使用しています。

<参考文献>

1. 【四国新幹線】新幹線の建設求め…「四国新幹線整備促進期成会」東京で大会〔日テレ鉄道部〕
<https://www.youtube.com/watch?v=83GYCz3VPwk>
2. 本日、四国新幹線整備促進期成会に出席したので、その様子をレポ(暇坊主チャンネル)
<https://www.youtube.com/watch?v=UpGIeBTvqx0>
3. 【四国新幹線】激アツ！鐵坊主さん×整備促進期成会 前川さん×田頭デスクが超 Deep に語る「四国新幹線どうなる？」〔日テレ鉄道部〕<https://www.youtube.com/watch?v=PydNbuPfrJQ3>.
4. 【四国新幹線】鐵坊主さん「新幹線を持たせる以外ない」 なぜ必要？多角的な視点から徹底分析！
鐵坊主さん×整備促進期成会 前川さん×田頭デスクが熱く語ります！〔日テレ鉄道部〕
<https://www.youtube.com/watch?v=2wFMVF3qo8Q>
5. 【キハ終焉？】31 年度以降、非電化区間は蓄電池・水素・ハイブリッドへ【国交省が策定も、対象は JR、大手のみ】
<https://www.youtube.com/watch?v=1jIc8pvhNu4>
6. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考 (2025/5/26)
7. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)(2024/11/11)
8. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)(2025/5/5)
9. 「軽減税率」田淵隆明が語る IFRS&連結会計 (Ⅰ) (Ⅱ) (2024/5/14)
10. 消費税軽減税率 8→0% 宮崎県 47 億円減収試算
<https://news.yahoo.co.jp/articles/136d51cb19a058118a2094e01c60b950f777510e>

<目次>

支部報告【北信越支部 2025 年度長野県例会/9 月リモート例会報告】

会員番号 0947 梶川 明美（北信越支部）

以下のとおり北信越支部 2025 年度長野県例会/9 月リモート例会を開催しました。

- ・日時：2025 年 9 月 6 日（土） 現地参加者：6 名、リモート参加者：5 名
- ・会場：現地会場（JA 長野県ビル 12 階 F 会議室）とリモート（Meet）のハイブリッド開催
- ・議題：

(1)研究報告/情報提供

- ・「システム障害はなぜ起きたのかーメガバンクに関する日経 BP の書籍を題材にして」藤原 康弘さん
- ・「なぜ同じような事業でも IT のあり方が異なるのか？」藤岡 恭平さん
- ・「DX の現在地とレガシーシステム脱却に向けて ～レガシーシステムモダン化委員会総括レポート」のポイント、DX 推進にかかる情報交換 長谷部 久夫さん

(2)支部合同研究会開催及び発表にかかる意見交換**(3)今後の予定****◇研究報告****「システム障害はなぜ起きたのかーメガバンクに関する日経 BP の書籍を題材にして」**

会員番号 0115 藤原 康弘

【要旨】

最近、規模は大きくないもののメガバンクでのシステム障害が発生している。過去のメガバンクの大規模障害について、日経 BP の書籍により振り返り、過去の教訓を忘れることのないようにしたい。

【発表内容】

- ・2002 年 4 月の富士銀行と第一勧業銀行の合併時の障害の概要、原因
- ・2011 年 3 月の東日本大震災の義援金処理を起因とする障害の概要、原因
- ・2021 年 2 月から翌年 2 月までに連続して発生した障害の概要、原因
- ・システム障害に関するまとめと、得られた教訓

【所感】

参加者からはシステム障害が発生し、その対応がうまくいかなかった原因などについて貴重な意見をいただいた。現場の柔軟な対応力や状況判断力を育成する教育・訓練、そのための継続的人材育成とナレッジの社内共有が必要と思われるが、システムを経費削減の対象とする考え方から脱却する必要もありそうである。

「なぜ同じような事業でも IT のあり方が異なるのか？」

会員番号 2863 藤岡 恭平

【要旨】

同業でありながら企業ごとに IT のあり方が異なる要因について、ある事業を題材に比較・考察した。ある企業では「受益者負担」の原則に基づき、利用部門にコストを配賦しつつ、IT の標準化とセキュリティを体系的に整備している。一方、別の企業では販管費による按分によりコスト意識が希薄となり、非効率な運用やセキュリティ面での課題が顕在化している。こうした違いは、コスト配賦の仕組みやビジネスモデルの違いに起因しており、IT 運営が経営基盤と密接に関係していることを改めて認識した。

【発表内容】

- ・事例として取り上げた事業の概要
- ・事業運営において求められる IT インフラの特徴
- ・企業間におけるコスト配賦や IT インフラ運用の比較
- ・企業間で差が生じた背景要因の考察

【所感】

参加者の皆様からは、それぞれの立場に基づき、事業特性を踏まえたセキュリティ対策の難しさや、事業の成熟度・成長ステージといった観点から多様なご意見をいただいた。これにより、IT のあり方に違いが生まれる背景について理解を深めることができ、大変有意義な場となった。

「DX の現在地とレガシーシステム脱却に向けて ～レガシーシステムモダン化委員会総括レポート」のポイント、DX 推進にかかる情報交換

会員番号 1766 長谷部 久夫

【要旨】

2025 年は、2018 年 9 月に経済産業省が公表した「DX レポート」で警鐘を鳴らした「2025 年の崖」の年になる。本発表では、経済産業省「レガシーシステムモダン化委員会総括レポート」に基づき、日本企業の DX を阻む深刻な病＝「レガシーシステム」の本質を考察した。なぜ DX が進まず成果が出ないのか、その根本原因と、データに基づく解決の方向性、更に企業が取るべき対策のポイントを共有した。

【発表内容】

- ・DX とレガシーシステムを取り巻く現状、及び 5 つの問題
- ・問題の根源は？「IT ベンダーへの丸投げ体質」
- ・モダン化に成功している企業における 4 つの共通点、及び企業が取るべき対策

【所感】

本発表において、DX の取組段階には、①デジタイゼーション（物理データ等のデジタル化）、②デジタルライゼーション（個別業務プロセスのデジタル化）、③デジタルトランスフォーメーション（組織横断の業務プロセスのデジタル化、ビジネスモデルの変革、企業文化の根本的変革）があることを認識した。取組段階の向上には、システム監査の品質水準を「経営監査」「信頼されるアドバイザー」に高めていく必要がある。今後とも支部会員間で情報交換していきたいと考える。

<目次>

注目情報（2025.7～2025.8）**■警察庁：****「令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表****（2025/09/18）**<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/index.html>

2025年9月18日警察庁は、「令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表した。

「令和7年上半期においては、政府機関、金融機関等の重要インフラ事業者等におけるDDoS攻撃とみられる被害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃、国家を背景とする暗号資産獲得を目的としたサイバー攻撃事案等が相次ぎ発生したほか、生成AIを悪用した事案等の高度な技術を悪用した事案も発生している。このようなサイバー攻撃の前兆ともなるぜい弱性探索行為等の不審なアクセス件数は前年に引き続き高水準で推移しており、その大部分が海外を送信元とするアクセスが占めている。また、令和7年上半期におけるランサムウェアの被害報告件数は116件と、令和4年下半期と並び最多となっており、このようなランサムウェアの被害拡大の背景には、ランサムウェアの開発・運営を行う者が、攻撃の実行者にランサムウェア等を提供し、その見返りとして身代金の一部を受け取る態様（RaaS）を中心とした攻撃者の裾野の広がりががあると指摘されている。」（以下省略）

■経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、一般社団法人JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）、国家サイバー統括室：**「国内における脆弱性関連情報を取り扱う全ての皆様へ****－ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインに則した対応に関するお願い －****（2025/09/09）**https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/vul_request.html

「昨今の国内における報道等での脆弱性関連情報の取扱いを踏まえて、今般、経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、一般社団法人JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）及び国家サイバー統括室から、国内の脆弱性関連情報を取り扱う全ての皆様（脆弱性関連情報の発見者、製品開発者やウェブサイト運営者、報道機関その他産業界の皆様等）に向けて、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」に則した対応に関するお願いについてお伝えします。」

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例セミナー（東京） ※第 300 回より「月例研究会」から名称を変更		
第 301 回	日時	2025 年 10 月 10 日(金) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	ランサムウェア事案に共通する技術的課題と組織的課題
	講師	一般社団法人ソフトウェア協会 理事 板東直樹（ばんどう なおき）氏
	講演骨子	2021 年徳島県つるぎ町立半田病院のランサムウェア事案以降、厚労省の初動対応チームとして対応した事案や、一般企業で発生した事案には、多くの共通する課題がある。本講演では、はじめに大阪急性期・総合医療センター、岡山県精神科医療センター、鹿児島県国分生協病院でのランサムウェア事案の技術的な問題点と対策を整理する。次に、これら組織に共通する組織的課題として、経営者の意識、システム調達・契約上の問題点を分析、解説する。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/301.html
■ 関東地区会員向活動説明会（東京）		
	日時	2025 年 11 月 8 日（土） 13:30~17:00
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	会員向活動説明会およびミニセミナー
	講師	・活動説明：各研究会主査等 ・ミニセミナー：未定
	イベント骨子	・入会年数の浅い会員向に研究会等の活動を紹介し、協会活動に対する関心を高めていただく ・最新のテーマでの無料ミニセミナーを提供し、協会活動に対する関心を高めていただく
	参加費	無料（入会済、未入会を問わず）
	お申込み	未定
■ SAAJ 月例セミナー（東京） ※第 300 回より「月例研究会」から名称を変更		
第 302 回	日時	2025 年 11 月 14 日(金) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	国際規格に基づく AI プロジェクトのガバナンス、マネジメント及びオーバーサイト
	講師	日本大学 商学部 情報科学研究所 上席研究員 ISO/IEC 情報技術標準化委員会 国際エキスパート 小倉博行（おぐら ひろゆき）氏
	講演骨子	AI のプロジェクト、プログラム及びポートフォリオマネジメント（PPPM）分野に関する国際規格の整備が進んでいる。ISO 21500 や ISO 21505 に加え、PMI が PMO 実務ガイドを発行し、PMBOK 第 8 版や AI の PPPM 標準も発行予定である。一方 AI 分野では、ISO 37000（組織ガバナンス）、ISO/IEC 38507（AI ガバナンス）、ISO/IEC 42001（AI マネジメントシステム）、ISO/IEC 42005（AI インパクトアセスメント）など多数の規格が発行されている。本講演ではこれら国際規格に基づく AI プロジェクトのガバナンス、マネジメント及びオーバーサイトの提案を行う。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/302.html

<目次>

協会からのお知らせ 【 2025 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】

2025 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集の〔公告〕が協会のホームページに掲載されています。資格取得を企図されている各位はご参照願います。〔公告〕の概略は下記の通りですが、申請書等の資料のダウンロードなども、ホームページからお願い致します。

(https://www.saa-j.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html)

[補足]

システム監査技術者試験の合格者以外でも、従来から情報セキュリティその他の高度情報処理技術者試験合格者、中小企業診断士、公認会計士、技術士、ITC、CISAISMS/プライバシーマーク主任審査員などの各位も、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来ました。2017年からこれに加え、情報処理安全確保支援士、米国公認会計士、内部監査人、QMS主任審査員、公認情報セキュリティ監査人が、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来るようになりました。さらに2023年12月に特別認定制度を改定し、PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネジメントの資格「PMP (Project Management Professional)」を加えました。また、申請前直近6年間のシステム監査実務経験（実務経験みなし期間）が2年以上あれば、公認システム監査人の認定申請が出来ます。（<https://www.saa-j.or.jp/csa/csaboshu/620301CSAASAbosyuyoko.pdf>）

----- 記 -----

2025 年 8 月 1 日

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会

公認システム監査人認定委員会

2025 年度秋期**公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について****〔公告〕**

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会（以下、協会という）は、公認システム監査人認定制度（2002 年 2 月 25 日制定）（以下、制度という）に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」を認定するため、2024 年度春期公認システム監査人およびシステム監査人補の募集を行います。募集の概要と申請書等の資料の入手方法は、以下のとおりです。

1. 認定資格

公認システム監査人およびシステム監査人補とする。

2. 申請条件

- (1) 認定申請者は、経済産業省が実施するシステム監査技術者（旧情報処理システム監査技術者）試験に合格していること。（制度 2（5）特別認定制度に基づく特別認定講習の修了により、上記試験の合格者と同様に取り扱う者を含む）
- (2) 公認システム監査人の申請者は、申請前直近 6 年間のシステム監査実務経験（実務経験みなし期間）が 2 年以上あること。

3. 認定申請

(1) 申請書類（記入方法は、募集要項参照）

公認システム監査人およびシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申請書類	公認システム監査人	システム監査人補	記事
(1)認定申請書	○	○	様式 1
(2)監査実務経歴書	○	—	様式 2
(3)小論文	○	—	様式 3
(4)宣誓書	○	○	様式 4
(5)資格証明（写）	○	○	
(6)申請手数料振込書（写）	○	○	
(7)面接試験	□	—	別途通知

（注 1） ○印の資料一式を申請書類として提出する。

（注 2） □印については、面接試験を実施する。

備考：公認システム監査人とシステム監査人補を同時申請する場合は、公認システム監査人用の申請書類を提出する。

(2) 面接試験

申請書類審査後、認定委員会が別途指定・通知する日時場所において、面接試験を受ける。

4. 募集期間

2025 年 8 月 1 日（金）～2025 年 9 月 30 日（火）（同日消印まで有効）

5. 認定申請手数料（消費税 10%を含む）

申請手数料	協会会員	非会員
(1) 公認システム監査人認定申請手数料 （注 1）システム監査人補と同時申請する場合も手数料は同じです。	22,000 円	33,000 円
(2) システム監査人補が申請する場合の公認システム監査人認定申請手数料	11,000 円	16,500 円
(3) システム監査人補認定申請手数料	11,000 円	16,500 円

6. 資料の入手方法

（https://www.saa-j.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html）から

【個人情報の取り扱いについて】 ⇒ 「同意する」 ボタンを押下

(1) 「公認システム監査人、システム監査人補 募集要項」

ダウンロード（PDF 形式）

(2) 申請書等様式一式

- ・ 認定申請書（様式 1）：Word 形式
- ・ 監査実務経歴書（様式 2）：Word 形式
- ・ 小論文（様式 3）：Word 形式
- ・ 宣誓書（様式 4）：Word 形式

(3) 公認システム監査人認定制度のダウンロード

- ・ PDF 形式

(4) 「公認システム監査人制度」創設のお知らせ（2002 年 7 月 1 日）のダウンロード

- ・ PDF 形式

(5) 特別認定講習に関する情報

（・特別認定講習機関認定については HP の当該 URL から参照）

以上
<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaaj.or.jp/gAIyo/kAIin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaaj.or.jp/nyukAI/>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaaj.or.jp/shibu/>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaaj.or.jp/shuppan/>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaaj.or.jp/kenkyu/>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaaj.jp/04KAIin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaaj.or.jp/csa/>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaaj.jp/03KAIho/0305kAIhoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaaj.or.jp/toiawase/>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ 協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2025.9
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
9月	11：理事会	20：第 300 回 SAAJ 月例セミナー 27-28：第 46 回システム監査実務セミナー 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	4：認定 NPO 法人認定更新現地 審査（東京都）
10月	9：理事会 19：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	10:第 301 回 SAAJ 月例セミナー 18-19：第 46 回システム監査実務セミナー	19:秋期情報処理試験（システム 監査技術者試験）、情報処理 安全確保支援士試験
11月	13：理事会 13：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 17：2026 年度年会費請求書発送準備 26：会費未納者除名予告通知発送 27：本部・支部予算提出期限	14:第 302 回 SAAJ 月例セミナー 中旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期 CSA 面接	1：2025 年度支部合同研究会 （中部にて開催） 8：13:30 会員活動説明会
12月	1：2026 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 11：理事会：2026 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 25 期総会(2/20)審議事項確認 12：総会資料提出依頼（1/6〆切） 12：総会開催予告掲示 19：2025 年度経費提出期限	上旬：CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 15：第 303 回 SAAJ 月例セミナー（計画 中） 中旬：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
1月	6：総会資料提出期限 16:00 8：理事会：総会資料原案審議 9：役員改選公示（1/22 立候補締切） 22：17:00 役員立候補締切 29：2025 年度会計監査 30：償却資産税申告期限 30：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 未定：第 304 回 SAAJ 月例セミナー	8：支部会計報告提出期限
2月	5：理事会：通常総会議案承認 28：2026 年度年会費納入期限 28：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	20：13:30 第 25 期通常総会
前年度に実施した行事一覧			
3月	13：理事会 28：年会費未納者宛督促メール発信	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 6：第 295 回月例研究会	
4月	10：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 21：第 296 回月例研究会	20:春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試 験
5月	8：理事会	9：第 43 回 CSA フォーラム 19：第 297 回月例研究会 17-18：第 45 回システム監査実務セミナー 31-1：第 45 回システム監査実務セミナー	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 12：理事会 19：年会費未納者督促状発送 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	19：第 298 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内 中旬土曜：春期 CSA 面接 下旬：春期 CSA 面接結果通知 下旬：春期 CSA 認定証発送	3:認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	10：理事会 11：支部助成金支給	22：第 299 回月例研究会	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 9：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025 年の会報年間テーマは、 **「続・時代が求めるシステム監査」** です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にその先を目指してどう立ち向かっていけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマもちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第 1 号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saj.jp/03KAIho/0305kAIhoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saa.jp/03KAIho/670502KAIhoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saa.jp/03KAIho/670502KAIhoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saa.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saa.jp

会員限定記事	
--------	--

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KAIinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saa-j.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KAIinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■SAAJ 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saa-jeditor ☆ saa-j.jp （☆は投稿時には@に変換してください）